

事務連絡
令和5年8月7日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する
公表状況調べの結果について（周知）

今般、「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べ（依頼）」（令和5年6月1日付け事務連絡）により調査させていただいた各地方公共団体における臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況について、調査結果を取りまとめたので、今後の業務の参考とされるよう周知いたします。

既に周知しているとおり、臨時交付金は、地域の実情に応じて必要な事業をきめ細かく行えるよう、新型コロナウイルス感染症への対応として必要な事業であれば、自由度高く活用が可能な制度であることから、その用途や効果について各地方公共団体が地域住民等に公表することは、臨時交付金制度について国民にご理解を得ていく上で、極めて重要であると考えています。

このため、制度創設当初に発出した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）より、各地方公共団体において、事業終了後に、臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表するよう要請してきたところです。

令和4年12月には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付け通知）を一部改正し、交付対象事業の実施状況及びその効果について、地方公共団体はインターネット等の利用により公表するよう制度化したところです。

また、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、地方創生臨時交付金事業について、「同交付金を活用した事業の実施状況、及び同交付金を活用した事業の効果を公表している地方公共団体数について、2023年度までに100%を目指す。」とされているところです。

各地方公共団体におかれては、令和4年9月2日付け事務連絡及び令和5年

3月29日付け事務連絡の公表事例も参考とし、適切な方法により、事業の実施状況及びその効果の検証を公表されるようお願いいたします。特に、令和2年度中に完了している事業について、未公表の地方公共団体におかれては、原則、令和4年度中に公表されるようお願いしていたことから、速やかに公表をお願いいたします。また、令和3年度中に完了している事業については、原則、令和5年度中に公表されるようお願いいたします。さらに、令和4年度以降に完了する事業については、原則、事業完了の翌年度中に公表されるようお願いいたします。

なお、公表状況については今後も適宜、調査を実施しますので、ご承知おきいただくとともに引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

【連絡先】

内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当

永持・埴・吉田・仙田・後藤・野口・黒沼・矢野・齋藤・窪田

直 通：03（5501）1752

メール：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp